

規 格	單 位
0.005% 2mL 1管	
0.005% 5mL 1管	

改 正 案

介護予防は、高齢者が要介護状態若しくは要支援状態（以下「要介護状態等」という。）となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を目的として行うものであるが、このことは、単に運動機能や栄養状態など、個々の心身の状況等の改善のみを指すものではなく、個々の高齢者が、自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行うものである。

また、介護予防は、一次予防（主として活動的な状態にある高齢者を対象に生活機能の維持又は向上に向けた取組を行うことをいう。以下同じ。）、二次予防（要介護状態等となるおそれの高い状態にあると認められる高齢者を早期に発見し、早期に対応することを行う。以下同じ。）及び三次予防（要介護状態等にある高齢者の要介護状態等の改善や重度化の予防を行うことをいう。以下同じ。）とに大別される。

介護予防事業は、このうちの一次予防及び二次予防に重点を置いて実施するものであるが、その実施に当たっては、主に介護保険の予防給付や介護給付が担っている三次予防との有機的な連携を図り、活動的な状態にある高齢者に対する介護予防から要介護状態等にある高齢者に対する介護予防まで、継続的かつ総合的な事業展開を図るものとする。

また、一次予防としての介護予防を推進するためには、自らの健康状態を自覚するとともに、健康の増進に努めるという視点が重要であり、自主的な介護予防に資する活動が広く実施され、高齢者が積極的にこうした活動に参加し、介護予防に向けた取組を実施する地域社会の構築を目指すことが重要である。このため、介護予防事業の実施主体は、介護保険事業において実施される事業その他の高

現 行

介護予防は、高齢者が要介護状態若しくは要支援状態（以下「要介護状態等」という。）となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を目的として行うものであるが、このことは、単に運動機能や栄養状態など、個々の心身の状況等の改善のみを指すものではなく、個々の高齢者が、自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行うものである。

また、介護予防は、一次予防（主として活動的な状態にある高齢者を対象に生活機能の維持又は向上に向けた取組を行うことをいう。以下同じ。）、二次予防（要介護状態等となるおそれの高い虚弱な状態にあると認められる高齢者（以下「特定高齢者」という。）を早期に発見し、早期に対応することを行う。以下同じ。）及び三次予防（要介護状態等にある高齢者の要介護状態等の改善や重度化の予防を行うことをいう。以下同じ。）とに大別される。

介護予防事業は、このうちの一次予防及び二次予防に重点を置いて実施するものであるが、その実施に当たっては、主に介護保険の予防給付や介護給付が担っている三次予防との有機的な連携を図り、活動的な状態にある高齢者に対する介護予防から要介護状態等にある高齢者に対する介護予防まで、継続的かつ総合的な事業展開を図るものとする。

また、一次予防としての介護予防を推進するためには、自らの健康状態を自覚するとともに、健康の増進に努めるという視点が重要であり、自主的な介護予防に資する活動が広く実施され、高齢者が積極的にこうした活動に参加し、介護予防に向けた取組を実施する地域社会の構築を目指すことが重要である。このため、介護予防事業の実施主体は、介護保険事業において実施される事業その他の高

年齢者保健福祉施策や地域における自主的な活動等と介護予防事業とを一体的かつ総合的に企画し、実施するものとする。

この指針は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が、介護予防事業を円滑に実施するための基本的な事項を示すものである。

第一 介護予防事業の実施に関する総則的な事項

一 目的

（略）

二 実施主体等

（略）

三 事業の構成

介護予防事業は、当該市町村のすべての第一号被保険者を対象とした一次予防に係る事業及び主として要介護状態等となるおそれの高い状態にあると認められる高齢者を対象とした二次予防に係る事業により構成するものとする。両事業の対象、実施方法等は異なるが、心身の状況等の改善によって、二次予防に係る事業の対象とならなくなった高齢者が、一次予防に係る事業において、引き続き介護予防に向けた取組に参加するなど、両事業が連続的かつ一体的に実施されるよう、相互に密に連携を図る必要がある。

四 事業の実施

（略）

五 事業の評価

（略）

六 他の計画等との関係

（略）

第二 二次予防に係る事業

一 基本的な考え方

二次予防に係る事業は、対象者一人ひとりの生活機能の維持又は向上を目的として、対象者ごとの選択に基づき、対象者の心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じてきめ細や

年齢者保健福祉施策や地域における自主的な活動等と介護予防事業とを一体的かつ総合的に企画し、実施するものとする。

この指針は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が、介護予防事業を円滑に実施するための基本的な事項を示すものである。

第一 介護予防事業の実施に関する総則的な事項

一 目的

（略）

二 実施主体等

（略）

三 事業の構成

介護予防事業は、当該市町村のすべての第一号被保険者を対象に一次予防に係る事業を実施する介護予防一般高齢者施策及び主として特定高齢者を対象に二次予防に係る事業を行う介護予防特定高齢者施策により構成するものとする。両施策は、事業の対象、実施方法等は異なるが、心身の状況等の改善によって、介護予防特定高齢者施策の対象とならなくなった高齢者が、介護予防一般高齢者施策において、引き続き介護予防に向けた取組に参加するなど、両施策が連続的かつ一体的に実施されるよう、相互に密に連携を図る必要がある。

四 事業の実施

（略）

五 事業の評価

（略）

六 他の計画等との関係

（略）

第二 介護予防特定高齢者施策

一 基本的な考え方

介護予防特定高齢者施策は、対象者一人ひとりの生活機能の維持又は向上を目的として、対象者ごとの選択に基づき、対象者の心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じてきめ

かに実施されるものとする。このため、事業の実施に当たっては、対象者ごとの状況等に関する課題分析等が行われるとともに、当該分析等の結果を踏まえた計画が作成され、当該計画に基づいた事業の実施がなされることが必要であるとともに、事業実施後には、対象者の状況等の再評価を行うことが必要である。

二 事業の対象者

二次予防に係る事業の対象者の把握については、市町村において、すべての第一号被保険者（要介護者及び要支援者を除く。）に対して実施される実態把握、当該市町村において要介護認定等に係る事業を実施する者又は保健分野において訪問活動を担当する保健師等との連携による実態把握、医療機関、民生委員等との連携による実態把握など、様々な機会を捉えた実施に努めるものとする。

三 事業の実施

二次予防に係る事業は、対象者ごとの状況等に関する課題分析等に基づく集団的な事業を内容とし、対象者が当該事業を実施する事業所に通所して実施する形態を中心とするが、うつ、認知症、閉じこもり等のおそれがある者又は既にこうした状況にあるものなど、当該対象者の居宅に訪問して実施する事業の形態がより適当であると認められる場合については、保健師等が当該対象者の居宅を訪問し、必要な相談や指導を行うといった形態により事業を実施するものとする。

このうち、通所による事業の内容については、対象者の心身の状況等を踏まえ、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上に係る事業のほか、これらに関するものであつて、市町村において介護予防の観点から効果が認められると判断される事業を実施するものとする。

第三 一次予防に係る事業

細やかに実施されるものとする。このため、事業の実施に当たっては、対象者ごとの状況等に関する課題分析等が行われるとともに、当該分析等の結果を踏まえた計画が作成され、当該計画に基づいた事業の実施がなされることが必要であるとともに、事業実施後には、対象者の状況等の再評価を行うことが必要である。

二 事業の対象者

介護予防特定高齢者施策は、主として特定高齢者を対象に実施するものとし、その把握については、市町村において、すべての第一号被保険者（要介護者及び要支援者を除く。）に対して実施される生活機能評価に基づく実態把握、当該市町村において要介護認定等に係る事業を実施する者又は保健分野において訪問活動を担当する保健師等との連携による実態把握、医療機関、民生委員等との連携による実態把握など、様々な機会を捉えた実施に努めるものとする。

三 事業の実施

介護予防特定高齢者施策は、対象者ごとの状況等に関する課題分析等に基づく集団的な事業を内容とし、対象者が当該事業を実施する事業所に通所して実施する形態を中心とするが、うつ、認知症、閉じこもり等のおそれがある者又は既にこうした状況にあるものなど、当該対象者の居宅に訪問して実施する事業の形態がより適当であると認められる場合については、保健師等が当該対象者の居宅を訪問し、必要な相談や指導を行うといった形態により事業を実施するものとする。

このうち、通所による事業の内容については、対象者の心身の状況等を踏まえ、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上に係る事業のほか、これらに関するものであつて、市町村において介護予防の観点から効果が認められると判断される事業を実施するものとする。

第三 介護予防一般高齢者施策

一 基本的な考え方

一次予防に係る事業は、介護予防のための個々人の取組を、日々の生活として定着させるとともに、介護予防に資する自主的な活動が広く実施され、高齢者が積極的にこうした活動に参加し、介護予防に向けた取組を実施する地域社会の構築を目指し、介護予防に関する知識の普及及び啓発や地域における自主的な介護予防に資する活動の育成及び支援を実施することを目的とする。

二 事業の対象者

一次予防に係る事業の対象者は、地域におけるすべての第一号被保険者とする。

三 事業の実施

一次予防に係る事業は、次のような内容の事業の実施が想定されるが、それぞれの地域における特性を踏まえた事業が積極的に展開されることが期待される。

なお、市町村においては、それぞれの地域でどのような介護予防に資する活動がどのように実施されているのか、適宜その把握に努めるとともに、事業の実施に当たっては、地域住民の介護予防事業に関する理解を深め、二次予防に係る事業の対象者の早期把握の促進等を図ることや、地域において育成されたボランティアや地域活動組織を二次予防に係る事業の対象とならなくなった者の支援のために積極的に活用するなど、二次予防に係る事業との有機的な連携に努めることが必要である。

(1) (4) 略

一 基本的な考え方

介護予防一般高齢者施策は、介護予防のための個々人の取組を、日々の生活として定着させるとともに、介護予防に資する自主的な活動が広く実施され、高齢者が積極的にこうした活動に参加し、介護予防に向けた取組を実施する地域社会の構築を目指し、介護予防に関する知識の普及及び啓発や地域における自主的な介護予防に資する活動の育成及び支援を実施することを目的とする。

二 事業の対象者

介護予防一般高齢者施策の対象者は、地域におけるすべての第一号被保険者とする。

三 事業の実施

介護予防一般高齢者施策においては、次のような内容の事業の実施が想定されるが、それぞれの地域における特性を踏まえた事業が積極的に展開されることが期待される。

なお、市町村においては、それぞれの地域でどのような介護予防に資する活動がどのように実施されているのか、適宜その把握に努めるとともに、事業の実施に当たっては、地域住民の介護予防事業に関する理解を深め、介護予防特定高齢者施策の対象者の早期把握の促進等を図ることや、地域において育成されたボランティアや地域活動組織を介護予防特定高齢者施策の対象とならなくなった者の支援のために積極的に活用するなど、介護予防特定高齢者施策との有機的な連携に努めることが必要である。

(1) (4) 略

改 正 案	現 行
第二 介護保険事業計画の作成に関する事項 一 （略） 二 市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項 1 （略） 2 各年度における地域支援事業に要する費用の額並びに地域支援事業の量の見込み及びその見込量の確保のための方策等（略） （二X一） 地域支援事業の量の見込み 各年度における地域支援事業に係る事業の種類ごとの量の見込みを定めるとともに、その算定に当たつての考え方を示すこと。 なお、介護予防事業については次のとおりとすること。 イ 介護予防事業対象者数の見込み（略） ロ 介護予防事業対象者の把握 介護予防事業の実施に当たっては、二次予防（要介護状態等となるおそれの高い状態にあると認められる高齢者を早期に発見し、早期に対応することを用いる。）に係る事業の対象者の生活機能低下を早期に把握し、そのような高齢者を速やかに地域包括支援センターに紹介し、介護予防事業を利用できるように導くことが重要である。このためには、各市町村においてすべての第一号被保険者（要介護者及び要支援者を除く。）に対して実施される実態把握や要介護認定非該当者	第二 介護保険事業計画の作成に関する事項 一 （略） 二 市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項 1 （略） 2 各年度における地域支援事業に要する費用の額並びに地域支援事業の量の見込み及びその見込量の確保のための方策等（略） （二X一） 地域支援事業の量の見込み 各年度における地域支援事業に係る事業の種類ごとの量の見込みを定めるとともに、その算定に当たつての考え方を示すこと。 なお、介護予防事業については次のとおりとすること。 イ 介護予防事業対象者数の見込み（略） ロ 介護予防事業対象者の把握 介護予防事業の実施に当たっては、介護予防事業の対象となる特定高齢者（要介護状態等となるおそれの高い虚弱な状態にあると認められる六十五歳以上の者をいう。）の生活機能低下を早期に把握し、そのような高齢者を速やかに地域包括支援センターに紹介し、介護予防事業を利用できるように導くことが重要である。このためには、各市町村において介護予防のための生活機能評価における有所見者や要介護認定非該当者等の把握、関係機関からの連絡等により、生活機能

等の把握、関係機関からの連絡等により、生活機能が低下した高齢者を早期に把握できるよう体制を整備することが望ましい。

が低下した高齢者を早期に把握できるよう体制を整備することが望ましい。